少年少女の皆さんえ

夏休み前に健康診断

のみものたべものに氣をつけよう

楽しい夏休みもだんだん近づいてきました。夏休みは海水浴に、また山登りにじようぶな体をつくるよい時季です。

わたくしたちの体はきたえればきたえるほどじようぶになつてゆくことはもちろんのことです。しかしこのぎたえるのにも本人にふさわしい限度があります。

もしこの限度をこえて毎日疲労が重なつてきますと体をきたえるための運動がかえつて逆になり、不健康になるもとになります。

毎年春に學校で身体検査をうけることになつていますが、皆さんは全部健康診断をうけましたか。もし受けていない人があつたら必ず夏休みまでに受けてください。自分で知らないうちに病氣になる原因を持つている人がたくさんいますから。

夏休みはかんかん照る太陽の下で、また暑い戸外で遊ぶことが多くなることでしよう。帽子をかぶらなかつたために、日射病になり夜中になつて急に高熱を出したり、あまり暑いので、生水や不潔な氷菓子を食べすぎて、お腹をこわして下痢をしたり、またおそろしい赤痢や腸チフスなどになつたりするのも夏休みに多いことです。

食物に氣をつけたり、食事前に手を洗つたりするよい習慣も、ぜひ夏休み中につけたいものです。また蠅をとつたり、家の周りをキレイにしたりすることも、よい子として必要なことでしよう。

とくに氣をつけてもらいたいことは、健康診断の時にツベルクリンがはじめて陽性になつた人と、要注意要休養といわれた人です。ツベルクリン反應がはじめて陽性になつた人は、ちようど結核菌が体内に入つたばかりですから、このときに体の抵抗力が十分にある必要があります。もしこのようなときに、運動をしすぎたり、遊びすぎたりして疲労が重なり抵抗力が弱つてくると、結核菌が体の中であばれだして、發病することになります。要注意といわれた人も同様です。このことは夏休みに必ず氣をつけてください。

楽しい夏休みをよく學びよく遊ぶためにも、健康診断を必ずうけ、お父さんやお母さんそして先生の注意をよく守るようにしましよう。

はえと殺虫劑

薬劑さんぶは効果を考えて

はえの成虫は、薬劑に対しては蚊より強いようであるが、薬をふきつけて殘しておくと効果がある。

農村ではいえばえがもつとも重要であるが、發生源は便池でなくて畜舎、堆厩肥ごみであり、畜舎の天井やかべに薬をふきつけて殘るようにしておくことは必要で、入口にはなわのれんを下げ、十日から十五日に一回、DDTをふきつけておくと効果がある。

幼虫（うじ）が發生する便池には、にくばえが一番發生するのが普通であるがそこにはリンデン乳劑の百倍液を一平方メートル当り二リットルを十日おき、あるいはオルソ劑（うじころし）の五十倍液を二リットル撒くとよい。

畜舎の敷わらや、堆厩肥のまわりにまくときは、水和劑や乳劑のうすいものをたつぷりまくようにする。

ごみの場合も同じことがいえるが、便池と非常にようすがちがうことは、うじが表面にあつまつてむらがつているわけでなく内部にいるので、オルソ劑はむかず、むしろDDTあるいはリンデンなど、まいた液の効力がすぐなくならない遲く効くものが好ましい。

さなぎには確実な効果をあげる薬劑はみあたらないが、撒く方法、場所を考えることによつて、成虫が飛びだすとき、つまり、はえの一生のうちではさなぎから白つぽい成虫が羽化した瞬間がもつとも殺虫劑に弱いので、この時期をねらつて薬が殘るような薬劑を撒いておくとよいのである。

なお、はえの成虫に対する殺虫劑を撒く基準量は、DDTあるいはリンデンの油劑を、天井やカベに、一平方メートル當り五十グラムを、一ヵ月に一回撒くがこれより少し多目にまくことが望ましい。

調停の話 ①

調停というのは、吾々が社会生活を送る際、自分一人の力で一切を賄う事は出來ませんので、小さくは家庭で、大いでは隣、延いては市町村の人達と何かの交渉取引が伴うのであります。他人との生活上の交渉の結果、家の借り貸しも金錢や物品商品の貸し借り、または他人の保証をしたり結婚し、又はそれが旨く行かず離別したりする事態が生じ、このことがお互または關係者の努力にも拘はらず双方の意見の相違や思い違いから、又は他人の介入や親類縁者の意向により思はないこみ入つた難かしい事態になることを吾々は間々見聞しているところであります。自分一人で解決、又は取運ぶ問題があつても忙しかつたりなどして心ならずも決着が延び延びになることは日常經驗するところであり、他人との交渉により解決しなければならない問題になりますと、時として數ヶ月長くは數年を要することも珍らしくありません。その間、問題の解決を見ない爲、氣分的に嫌な思いをする許りでなく、この事が因となり思はない方面で他人と思はしくないことになつたり、その爲長年の親類、友人達との間に不仲となり、それが廻り巡つてお互の日常生活に悪影響を來たすことも考えられるのであります。このような紛爭や氣拙い思いをすることは、お互の社会生活上に好ましい事でないばかりでなく、その爲に受ける精神上の不利益は思いの外であり、殊に部落内の問題でありますと、自ら進んで裁判に掛ける事により受けると思はれる色々な非難等を考えて心ならずもその儘とする爲、尚更ら氣拙い思いをする事になると思われます。このような揉め事はその儘にする事は勿論当人の自由でありますが、その儘にして置く事により受ける不利益より互に胸襟を開いて良く語り合い、双方納得の行く方法で解決出來たならば日常生活上、また經済上の利益は非常に大きなものであります。勿論裁判により紛爭を解決する事は法律上認められた権利でありますから、これを利用するのは当然の権利であつて、利用するのは当然の事であります。しかし実際裁判での解決の方法を採りますと、実際には費用とか前に述べました事柄の爲容易に出來難いのと、裁判となりますと互に極力相爭う事になり、その解決即ち判決までにどうしても長い月日を要することになります上、判決で勝敗をつけますので、その結果に不満な方は上訴して爭ひ結末までの手続に費用と暇を要することになるのが自然の成行です。そこで現在紛爭を解決する方法として調停手続という途が開かれております。

（筆者は留萌簡易裁判所判事　佐野太郎氏）

郷土室 ⑦

＝前松前氏時代の留萌＝

かくの如く外國船来航の爲に蝦夷地に危機の萌した時、内部的には寛政の初年に蝦夷の騒乱があり、全く収拾し得ざる狀態に立至つたのである。ここに於て幕府はつひに蝦夷地の警備は松前氏に委ね得ずとして寛政十一年に直轄地として自から經營の任に当つたのである。

此時代或は全蝦夷地の海岸に漁場を有し、或は商業に從事し、或は材木業に從事して蝦夷地の事業に活躍したものに、多くの近江商人があつたが彼等の間に伍して活躍した人物中、留萌増毛に縁故の深い栖原、伊達の如きも漸くその存在を認められるに至りはしたものの未だ大立物たるに至らなかつた。

獨り巨萬の富を擁して蝦夷地事業界に君臨し、留萌地方の漁場請負もその手中に收め来つたのは前期にあげた村山傳兵衛の流れであつた。

初代村山傳兵衛以來、留萌漁場は世襲的に村山家が請負ひ來つたのであるが、その全盛時代は三代傳兵衛の時代であつた。彼の手腕は、良く自家の事業を擴張し、廣く全蝦夷地沿海の漁場の請負をなすと共に寛政二年には更に一路北進し、新に樺太にすら漁場を開拓したのであつた。その上彼は數多の大船舶を建造し、江戸、長崎、其他本州各港との取引を行つたが、かくの如く鋭意漁場の開拓との通運とに盡力した事、蝦夷との接觸交渉よろしきを得て彼等に悦服したこと等の爲に藩の厚い信頼をうけたのであつたが、寛政三年四月藩より傳兵衛に達した書きつけによつてその一半は知り得るのである。当時日本長者鑑に富豪者の一人として採録せられている事から推して如何にその名聲が四方に喧傳せられていたかがうかがはれるのである。

尚この頃全道沿岸到るところ、漁場倉庫あらざるはなく、大小の船舶數百艘、常に漁場と松前とを往來していたと稱せられるので、留萌の漁場も、留萌の港も和人の移住、出稼愈々多く、日に月にますます盛況を加へるに至り、恰かも松前本店が倉庫百余戸を有せし如く、留萌の港にも數戸の倉庫が海岸に櫛比し、常に村山家の船影を港内にとどめる景観を見た筈であるのに村山家全盛時代の留萌の事情を物語る資料の全然遺されていないのはまさに千載の恨事である。

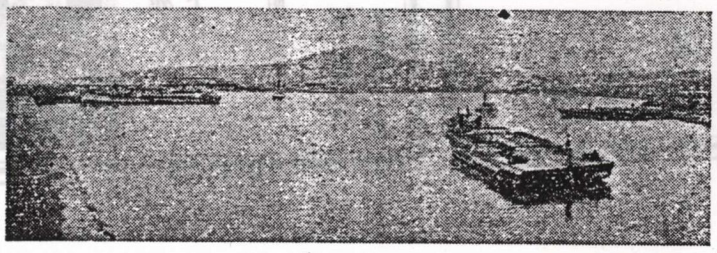

（写真は往時の外港風景）

村山家衆代の力により、本島が漸次開發せられて行つたことは、顯著なる事実であるが、しかしながら、榮枯盛衰は免れ難いところで、本島開拓の功労者の家にも、やがて衰亡の兆あり幕末本島多事なる頃に至つては、もはや衰運を舊に返し難く、あまつさえ戊辰の兵火にかゝり、家屋倉庫並に累世の記録を烏有に帰し没落の悲運に遭遇したことは、留萌の開拓者の家柄なるが故に、とくに同情を禁じ得ない。

水道課

管理係　工務係

昭和三年三月、上水道を創設し、三十年十一月第三期工事の濾過装置を完成した市の水道は、今では給水人口約二七、〇〇〇人となり、全市民の七一％が水道を利用していることになります。

水は火と共に人間が生活する爲にはなくてならない大切なものです。この水道を管理し、水道を利用する皆さんに不自由をかけないようにするところが水道課です。

水道課は管理及び工務係に分れ、溝江課長以下二十五名の職員がおり、次のような仕事をしております。

◇管理係　上水道の維持、管理をすること。水道使用料や工事金額を定めて代金の徴集をすること。工事用原材料の保管及び出し入れをすること。工事の受付、量水器の検針をすること。共用栓組合の仕事をすること。

◇工務係　水道工事の設計及び施行すること、水源地配水所船舶給水所及び送水所加壓ポンプに関すること。下水道に関すること。

庁内めぐり（七）

なに課のどの係ではどんな事務を扱うか

外地引揚者の皆さんえ

既に新聞やラジオで御承知のことゝ思いますが、外地引揚者に引揚者給付金が支給されることになり八月初めから申立書を市役所で受付けることになります。

この申立書に次の書類のうちの一つを添付することになりますから予め用意して下さい。

1　地方引揚援護局等が当時發行した引揚者証明書
2　在外公館、居留民団体等が当時發行した外地居住、引揚、身分等を証明する書類、又は許可、認可等に關する書類
3　外地関係の団体、会社等が当時發行した外地居住、引揚、身分等を証明する書類
4　当時の確實な資料を現有している外地關係の団体、会社等、又はこれらの繼承機關が当該資料により証明した外地居住、引揚、身分等に關する書類
5　官公署の証明した履歴書
6　外地における出産、寄留等の記事がある戸籍書類
7　通信文書（当時の日付印があるもの）
8　外地において受拂がある預貯金通帳
9　持歸り証券預り証等
10　市町村長が發行した引揚による転入、又は外地移住による転出に關する証明書
11　引揚者援護物資配給証明書
12　外地における學校等の卒業証明書等
13　その他右に掲げた書類に準ずるもの

右の外、詳しいことは市役所福祉事務所におきゝ下さい。

お知らせ

◎海水浴客の宿泊料金

海水浴の団体客の宿泊料金は次のように定まりました。

旅館　大人五〇〇円（二食）
高校生三〇〇円
小人　二五〇円
（高校生、小人は米六合持參三食）

漁舎　大人二八〇円
高校生二五〇円
小人　一五〇円
（毛布、米六合持參、昼はにぎり飯）

◎貸ボート料金

一隻　三十分　一〇〇円
遊覧船（瀬越～黄金岬）
往復　大人　五〇円
小人　三〇円
片道　大人　三〇円
小人　二〇円

◎水族館料金

大人　五〇円
中人　三〇円
小人　二〇円

◎電話番號

驛前案内所　一、二九五番
博覧会事務局　一、三三五番
瀬越海水浴場　一、二九六番
黄金岬海水浴場　一、二九七番
水族館　一、二九八番